

臨床研修のマッチング結果について

佐賀県健康福祉部医務課

令和元年11月6日

佐賀県の医師臨床研修制度マッチング推移

出展：「医師臨床研修マッチング協議会」HP掲載資料より

病院名	マッチング 年度	募集定員数 (全県プログラム)	第一希望者数		マッチング者数	
			中間発表 (全県プログラム)	最終 (全県プログラム)		
県立病院好生館	H15	8	6	-	8	-
	H16	8	13	-	8	-
	H17	8	11	-	8	-
	H18	10	8	-	10	-
	H19	10	2	-	4	-
	H20	10	5	-	6	-
	H21	11	4	-	4	-
	H22	11	6	-	8	-
	H23	11	9	(0)	11	(0)
	H24	13	6	(0)	6	(0)
佐賀県医療センター ター好生館	H25	13	9	(0)	11	(0)
	H26	13	6	(0)	8	(0)
	H27	13	7	(0)	8	(0)
	H28	13	13	(0)	11	(0)
	H29	13	17	(0)	11	(0)
	H30	13	12	(0)	11	(0)
	R1	11	14	(0)	11	(0)
	H15	56	36	-	52	-
	H16	56	38	-	50	-
	H17	56	22	-	34	-
佐賀大学医学部 附属病院	H18	56	27	-	36	-
	H19	56	38	-	49	-
	H20	56	30	-	44	-
	H21	56	35	-	44	-
	H22	60	19	-	25	-
	H23	61	30	(1)	37	(2)
	H24	61	41	(1)	48	(2)
	H25	62	37	(1)	49	(2)
	H26	59	30	(2)	34	(2)
	H27	50	33	(1)	36	(2)
唐津赤十字病院	H28	50	24	(2)	23	(2)
	H29	50	21	(0)	22	(1)
	H30	50	34	(10)	38	(21)
	R1	50	20	(5)	32	(12)
	H15	-	-	-	-	-
	H16	2	0	-	0	-
	H17	2	0	-	1	-
	H18	2	0	-	0	-
	H19	2	0	-	0	-
	H20	2	0	-	0	-
H21	4	0	-	0	-	
H22	4	2	-	2	-	
H23	4	0	(0)	1	(0)	
H24	4	1	(1)	2	(2)	
H25	4	1	(0)	1	(0)	
H26	4	0	(0)	0	(0)	
H27	4	2	(0)	3	(1)	
H28	4	3	(0)	3	(1)	
H29	4	0	(0)	0	(0)	
H30	4	2	(1)	2	(1)	
R1	4	3	(1)	4	(2)	

病院名	フツシグ 年度	募集定員数	(全県プログラム)	第一希望者数		フツシグ者数		
				中間発表	(全県プログラム)	最終	(全県プログラム)	
NHO嬉野医療センター	H15	4	-	-	-	0	-	
	H16	4	-	0	-	2	-	
	H17	4	-	3	-	3	-	
	H18	4	-	1	-	1	-	
	H19	4	-	1	-	1	-	
	H20	4	-	1	-	1	-	
	H21	4	-	1	-	1	-	
	H22	4	-	1	-	1	-	
	H23	6	(2)	0	(0)	0	(0)	
	H24	6	(2)	4	(2)	3	(2)	
	H25	6	(3)	3	(3)	4	(3)	
	H26	6	(3)	3	(2)	3	(2)	
	H27	6	(3)	6	(3)	6	(3)	
H28	6	(3)	0	(0)	0	(0)		
H29	6	(3)	7	(4)	6	(3)		
H30	8	(3)	5	(0)	6	(1)		
R1	8	(3)	10	(2)	8	(3)		
NHO佐賀病院	H15	5	-	-	-	0	-	
	H16	5	-	4	-	3	-	
	H17	5	-	2	-	2	-	
	H18	5	-	0	-	0	-	
	H19	5	-	0	-	1	-	
	H20	5	-	1	-	1	-	
	H21	5	-	0	-	0	-	
	H22	5	-	2	-	2	-	
	H23	5	(2)	3	(0)	3	(0)	
	H24	5	(2)	3	(0)	3	(0)	
	H25	5	(2)	3	(0)	3	(0)	
	H26	5	(2)	2	(0)	2	(0)	
	H27	5	(2)	3	(0)	3	(0)	
H28	5	(2)	4	(1)	4	(1)		
H29	5	(2)	4	(1)	3	(0)		
H30	5	(2)	6	(1)	5	(2)		
R1	5	(2)	9	(3)	5	(2)		
新武雄病院	H24	2	-	2	-	2	-	
	H25	4	-	2	-	3	-	
	H26	5	-	5	-	5	-	
	H27	5	-	5	-	5	-	
	H28	5	-	5	-	5	-	
	H29	6	-	1	-	3	-	
	H30	6	-	5	-	5	-	
	R1	6	-	5	-	5	-	
	佐賀県計	H15	73	-	42	-	60	-
		H16	75	-	55	-	63	-
		H17	75	-	38	-	48	-
		H18	77	-	36	-	47	-
		H19	77	-	41	-	55	-
H20		77	-	37	-	52	-	
H21		80	-	40	-	49	-	
H22		84	-	30	-	38	-	
H23		87	(8)	42	(1)	52	(2)	
H24		91	(10)	57	(4)	64	(6)	
H25		94	(11)	54	(4)	70	(5)	
H26		96	(11)	46	(4)	52	(4)	
H27		83	(11)	56	(4)	61	(6)	
H28	83	(11)	49	(3)	46	(4)		
H29	84	(11)	50	(5)	45	(4)		
H30	86	(35)	64	(12)	67	(25)		
R1	84	(33)	61	(11)	65	(19)		

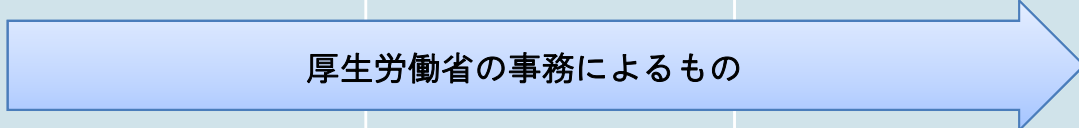
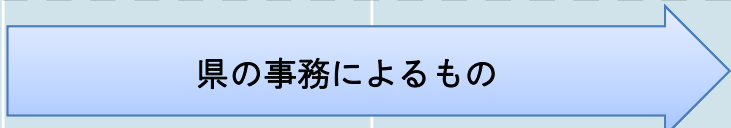
※採用は翌年度

※自治除く(フツシグ対象外)

厚生労働大臣から都道府県知事への臨床研修病院指定に係る権限移譲スケジュール

第1回地域医療対策協議会医務課資料

- 平成32年4月以降は、臨床研修病院の指定に係る権限について、厚生労働大臣から都道府県知事に移譲される。
- 今後の事務の想定スケジュールは下表のとおりであるが、厚生労働省から具体的な説明が今後行われるため、変更される可能性がある（必要に応じて、地域医療対策協議会において情報共有）

項目	平成30年度下半期	平成31年度 上半期	平成31年度 下半期	平成32年度 上半期	平成32年度 下半期
【国】 臨床研修病院 の指定	 <p>厚生労働省の事務によるもの</p>				
		<ul style="list-style-type: none"> ●32年度プログラムの変更・新設（4月末） 	<ul style="list-style-type: none"> ●33年度臨床研修病院指定（10月末） 		
【国】 研修医定員		<ul style="list-style-type: none"> ●国⇒県⇒病院 内示（6月上旬） ●病院⇒県⇒国 募集定員調整（6月末） ●国⇒県⇒病院 募集定員決定（7月末） 		<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">既指定病院は県指定に移行</div>	
【県】 臨床研修病院 の指定	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（平31.3.29付け厚生労働省医政局長通知） </div>			 <p>県の事務によるもの</p>	
				<ul style="list-style-type: none"> ●33年度プログラムの変更・新設（4月末） 	<ul style="list-style-type: none"> ●34年度臨床研修病院の指定（10月末）
				<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 地域枠医師のマッチング（定員）について変更可能性あり </div>	
【県】 研修医定員				<ul style="list-style-type: none"> ●県⇒病院 内示（2月上旬） ●病院⇒県 募集定員調整（2月末） ●県⇒病院 募集定員決定（4月末） 	

(参考) 臨床研修に関する地域の協議会に係る厚生労働省関係通知について

- 「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平成15年6月12日付け厚生労働省医政局長通知)は、令和2年度4月1日付けで改正後の規定が適用される予定
- このうち、臨床研修に関する地域の協議会の位置付けについては以下の内容

改正前 (一部改正 平成30年7月3日)

24 臨床研修に関する地域協議会

- (1) 地域における研修医の確保、臨床研修の質の向上を図るため、都道府県に、臨床研修に関して関係者が協議する場(以下「地域協議会」という。)を設けることが望ましいこと。
- (2) 地域協議会は、都道府県による設置のほか、臨床研修病院、大学病院、特定非営利活動法人(NPO)等による設置が考えられること。
- (3) 地域協議会は、臨床研修病院、大学病院、医療関係団体、行政担当者等から構成され、以下の項目について協議、検討することが考えられること。
 - ア 地域における臨床研修の質の向上に関すること。
 - イ 地域における研修医の確保に関すること。
 - ウ 地域における研修医の募集定員の調整に関すること。
 - エ 地域における指導医の確保、養成に関すること。
 - オ 地域における臨床研修病院群の形成に関すること。

改正後 (最終改正 平成31年3月29日)

25 臨床研修に関する地域医療対策協議会

- (1) 都道府県は、地域における研修医の確保、臨床研修の質の向上を図るため、地域医療対策協議会を開催し、関係者が協議する場とすること。
- (2) 地域医療対策協議会の構成員については、「地域医療対策協議会運営指針について」(平成30年7月25日付け医政発0725第15号厚生労働省医政局長通知)を参照とすること。
- (3) 地域医療対策協議会は、以下の項目について協議、検討すること。
 - ア 地域における臨床研修の質の向上に関すること。
 - イ 地域における研修医の確保に関すること。
 - ウ 地域における研修医の募集定員の設定に関すること。
 - エ 地域における指導医の確保、養成に関すること。
 - オ 地域における臨床研修病院群の形成に関すること。
 - カ 臨床研修病院の指定や取消に関すること。
 - キ 地域密着型臨床研修病院の認定に関すること。